

第8号議案

平成27年度新潟県立高等学校、特別支援学校高等部及び  
中等教育学校（後期課程）使用教科用図書の採択方針について

このことについて、別紙のとおりとしたいので議決を求める。

平成26年6月16日  
新潟県教育委員会教育長  
高井盛雄

## 平成27年度新潟県立高等学校、特別支援学校高等部及び中等教育学校（後期課程） 使用教科用図書採択方針

県教育委員会は、県立高等学校、特別支援学校高等部及び中等教育学校（後期課程）の使用教科用図書の採択に当たって、県立学校長を指導し、その学校に適する教科用図書を選定させ、その結果をもとに慎重に審査の上、採択する。

県立学校長は、選定に当たって次の各号に留意すること。

- (1) 自校の教育課程実施に最も適切であると判断される教科用図書であること。
- (2) 教科用図書編集趣意書等を活用するなど、教科用図書の比較検討を組織的、計画的に行うこと。
- (3) 選定のための委員会等を設ける場合は、人選や機構について慎重に考慮し、責任体制を明確にすること。
- (4) 不当な宣伝や勧誘に左右されることなく、公正を確保すること。